

狂犬病予防法に関する手続き一覧

手続き名		手数料 金額	市へご提出いただくもの	市からお渡しするもの	申請方法						備考
					窓口 (本 庁・支 所)	郵送 (下記 住所)	電子申 請	電話 (下記 番号)	市内動物 病院で注 射を受け た時	集合注 射	
注射済票交付申請		550円	・注射ハガキ又は狂犬病予防注射済票交付申請書（電子申請の場合は不要） ・狂犬病予防注射済証（原本・動物病院で発行したもの）	・注射済票 ・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●		●	●	
登録申請		3,000円	・犬の登録申請書（電子申請の場合は不要）	・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●		●	●	
登録申請＋注射済票交付申請		3,550円	・犬の登録申請書（電子申請の場合は不要） ・狂犬病予防注射済証（原本・動物病院で発行したもの）	・鑑札＋注射済票 ・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●		●	●	
鑑札再交付申請		1,600円	・注射ハガキ又は犬の鑑札再交付申請書（電子申請の場合は不要） ・犬の鑑札（破損した場合のみ）	・鑑札 ・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●			●	
注射済票再交付申請		340円	・注射ハガキ又は狂犬病予防注射済票再交付申請書（電子申請の場合は不要） ・狂犬病予防注射済証（原本・動物病院で発行したもの） ・注射済票（破損した場合のみ）	・注射済票 ・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●			●	
市外からの 転入	前自治体の鑑札 なし	1,600円	・犬の登録事項の変更届（電子申請の場合は不要）	・鑑札 ・納付書（納付書で支払う場合）	●	●	●			●	転入元の自治体において、マイクロチップを鑑札とみなしていた場合は手数料はかかりません。
	前自治体の鑑札 あり	—	・犬の登録事項の変更届（電子申請の場合は不要） ・前自治体の犬の鑑札	・鑑札	●	●	●			●	
登録事項の変更届		—	・注射ハガキ又は犬の登録事項の変更届（電子申請の場合は不要）	—	●	●	●		●	●	注射ハガキをご提出いただく場合、変更内容分かるようにご記入ください。
猶予証明		—	・猶予証明書（原本・動物病院で発行したもの）	—	●	●			●	●	ご提出いただいた猶予証明書（原本）はお返しできません。
死亡届		—	・注射ハガキ又は犬の死亡届（電子申請・電話の場合は不要）	—	●	●	●	●		●	注射ハガキをご提出いただく場合、犬が死亡した年月日を分かるようにご記入ください。
市外への転出			大田市への申請は必要ありません。転出先の市区町村で手続きを行ってください。								

[illegible]

- 各申請書・注射ハガキには必要事項の他、**必ず電話番号を記入して**ご提出ください。
- 注射ハガキを送付する場合は、手続き名をハガキ表面に分かるように記入してください。
- 大田市役所(支所含む)窓口で申請する場合、その場で手数料をお支払いいただけます。
(PayPayもご利用いただけます。)



The diagram shows a document with a red stamp that reads "注射済票交付申請 (手続き名)" and a callout box pointing to it with the text "電話 090-XXXX-XXXX".

＜お問い合わせ・申請先＞
〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地
大田市役所 市民環境福祉部 環境政策課
電話 0854-83-8069（直通）